

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案（概要）

1 改正の趣旨

「溶接ヒューム」等について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第89号。以下「特化則等改正省令」という。）により、金属をアーク溶接する作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）を行う屋内作業場で、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき等には、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならないこと等を義務付けることとしている。

これに関し、次の3点について、所要の措置を講ずることとする。

- （1）特化則等改正省令附則第2条における経過措置期間中、溶接ヒュームの濃度の測定を行った場合、その測定結果等を記録及び保存することとする。
- （2）今般、特化則等改正省令により新たに義務付ける、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該作業に従事する労働者が使用する呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認（以下「フィットテスト」という。）について、令和4年4月1日から義務付ける予定であったが、確認方法の基準である日本産業規格（JIS）の改正作業が遅れていることから、令和5年4月1日に延期することとする。
- （3）特化則等改正省令及び粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第128号。以下「粉じん則等改正省令」という。）により新たに義務付ける測定結果等の記録及び保存について、電子的記録により作成及び保存を行うことができることとする。

2 改正の内容

- （1）特化則等改正省令附則第3条の対象から特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）第38条の21第8項を削除し、特化則等改正省令附則第2条における経過措置期間中の同項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定の記録の保存等を義務付ける。
- （2）特化則等改正省令による改正後の特化則第38条の21第7項に規定するフィットテストについて、特化則等改正省令附則第3条に第2項を新設し、令和5年4月1日から適用することとする。
- （3）厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）別表第一の表一及び別表第二を改正し、特化則第38条の21第7項の規定によるフィットテストの結果の記録及び保存、同条第8項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定結果等の記録及び保存並びに粉じん則等改正省令による改正後の粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）第6条の4第3項の規定による粉じん濃度の測定結果等の記録及び保存について、これらを電子的記録により行えるようにする。

(4) その他所要の改正を行う。

3 根拠法令

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第27条第1項及び第103条第1項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条第1項及び第4条第1項

4 施行期日等

公布日：令和3年1月上旬（予定）

施行期日：公布の日（2（3）は令和3年4月1日）（予定）